

令和5年度第8回南区協議会次第

日時：令和5年11月30日（木）午後1時30分から
会場：南区役所 3階 大会議室

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 区再編後の区協議会の仕組み等について 【市民協働・地域政策課】
- ② 「生物多様性はままつ戦略2024」(案)のパブリック・コメントの実施について 【環境政策課】
- ③ 保健・福祉・医療関連計画(案)のパブリック・コメントの実施について(6案件) 【福祉総務課・障害保健福祉課・高齢者福祉課・介護保険課・健康医療課・健康増進課】
- ④ 浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)のパブリック・コメントの実施について 【カーボンニュートラル推進事業本部】

(2) 報告事項

浜松市立幼稚園・保育園の拠点園及び基幹園(モデル園)の選定について
【幼児教育・保育課】

3 その他

・次回の開催予定

第9回：令和5年12月19日（火）

（午後1時30分から 南区役所3階大会議室にて）

第1回南地域分科会：令和6年1月31日（水）

（午後1時30分から 南行政センター【※旧南区役所】3階大会議室にて）

4 閉会

区協議会の運用について

1 代表会の運用

(1) 権限・責務

- ア 区協議会の運営に関する事項を調整
- イ 諮問、協議、報告事項を審議
 - ・ 諮問、協議、報告事項を審議し、市へ意見を提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する
- ウ 諮問、協議、報告事項を付託
 - ・ 必要があると認める事項について、地域分科会へ付託して審議させることができる
 - ・ 付託した事項について、地域分科会からの意見をまとめて市へ提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する

(2) 年間スケジュール

- ア 令和5年度まで（必要があれば開催（下記案件Cは2月開催予定））
 - ・ 諮問、協議、報告事項は全て地域分科会へ付託
- イ 令和6年度から（4回程度／年）
 - ・ 議案を提案する時期に合わせて開催（5月（9月議会案件）、7月（11月議会案件）、10月（2月議会案件）、2月（5月議会案件））
 - ・ 諮問事項について、代表会委員から意見がない場合は即日答申とし、意見があった場合は書面で翌月に答申する

(3) 案件

区域全体に関する事項を議論

- ・ A（諮問）公の施設の設置又は廃止など（随時）
- ・ B（協議）条例や計画のパブリックコメントなど（随時）
- ・ C（報告）区政運営方針への提案（2月）、報告（5月）
- ・ D（報告）区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など（随時）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	

(4) 委員構成

- ・ 中央区代表会の委員8人は、中・東・西・南区地域分科会の会長、副会長で構成
- ・ 浜名区代表会の委員8人は、浜北・北地域分科会の会長、副会長に加え、各地域分科会から2人ずつ選出して構成（地域性に配慮して選出）
- ・ 天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営し、その運営は地域分科会の規定を準用する

2 地域分科会の運用

(1) 権限・責務

ア 地域づくりに関する事項を審議

- ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から提出された提案、意見、要望について審議する
- ・ 必要があると認める事項について、市へ提出することができる
- ・ 市からの回答について、地区コミュニティ協議会へ報告する

イ 代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項を審議

- ・ 代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出する

(2) 年間スケジュール

ア 令和5年度まで（3回程度／年）

- ・ 地域課題をはじめ、代表会から付託された諮問、協議、報告事項を議論
- ・ 令和6年度からは市の諮問、協議、報告事項を少なくし、地域課題の議論を充実

イ 令和6年度から（12回程度／年）

- ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題を中心に議論
- ・ 代表会から付託された地域性の強い諮問、協議、報告事項を議論

(3) 案件

所掌区域に関する事項を議論

- ・ E 地域課題の議論（通年）
- ・ F（諮問）区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果
(9月・10月・2月)
- ・ G（協議）地域力向上事業（助成事業）の提案、事後評価（2月ほか・5月）
- ・ H（協議）地域力向上事業（助成事業以外）の提案（4月ほか）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	
地域 分科会	E・H	E・G (A・B・ C)	E	E (A・B)	E	E・F	E・F (A・B)	E	E	E	E・F・G (A・B・ C)	E

(4) 委員構成

ア 委員の区分

(ア) 団体推薦委員

地区コミュニティ協議会、自治会、シニアクラブ、民生委員、PTA、子ども会、消防団、水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体など

(イ) 公募委員

地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる方

(ウ) 直接指名委員

学識経験者など

イ 委員の定数

(ア) 令和5年12月31日まで

中区協議会	東区協議会	西区協議会	南区協議会	北区協議会	浜北区協議会	天竜区協議会
20人	20人	25人	20人	25人	20人	25人

(イ) 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
25人	20人	25人	20人	20人	20人	25人

- ・北区協議会における三方原地区選出委員（5人）については、令和6年1月以降は中地域分科会の委員とする

(ウ) 令和8年4月1日から

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

- ・各地域分科会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦を行う
- ・地区コミュニティ協議会が設置された場合は、その代表者が地域分科会の委員となる
- ・地区コミュニティ協議会が設置されなかった場合は、各地域分科会の推薦会において、地域性に配慮し委員を決定する

地区コミュニティ協議会の運用等について

地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができます。設置した場合には、市の附属機関である区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べるすることができます。

1 地区コミュニティ協議会の運用

(1) 機能・役割

- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるができる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出するものとする
- ・地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する

(2) 年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催（最大12回程度／年）

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画を作成して実施

(3) 案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区に関する地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画に基づき実施

(4) 予算

事務経費、会場経費等（1地区あたり約5万円／年）

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）

- ・会議に要する消耗品やコピー料
- ・会合や勉強会に要する会場使用料
- ・地域課題を解決するための調査旅費
- ・勉強会等の講師謝礼

〈参考〉区予算として活用が可能な事業費（地区コミュニティ協議会の活動として活用できる）

- ・協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）
(補助率1/2（上限200万円）)
- ・区民活動・文化振興事業
- ・区課題解決事業

2 認定要件

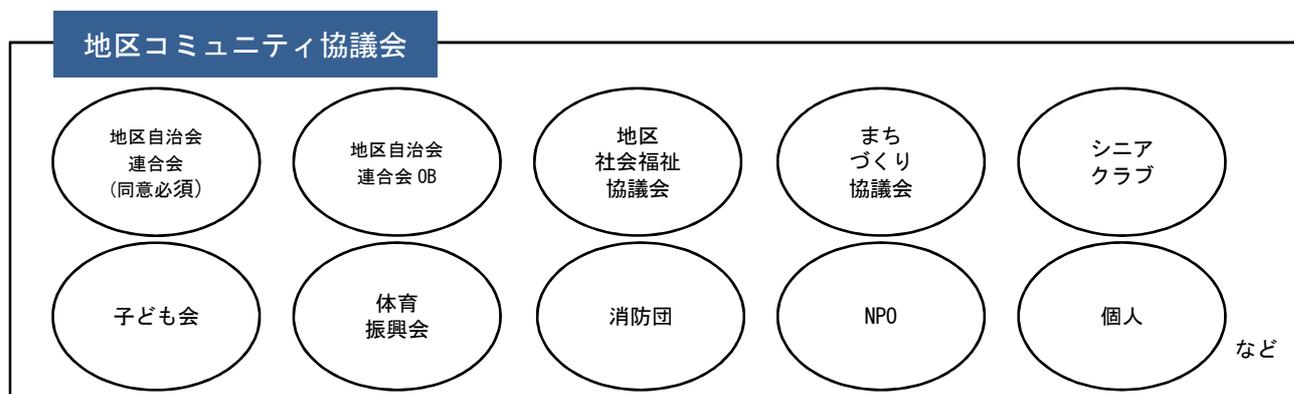
地区コミュニティ協議会の設置については、地域の負担を考慮し、地域の任意とする。また、認定要件については、地域の自主性を尊重し、定員や任期、部会の設置、事業活動など、組織の運営に関する細かな規定は定めず、会議を円滑に行うための最小範囲の条件を要綱に規定する。

(1) 区域

- ・原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること
- ※ただし、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があればこの限りでない

(2) 構成団体

- ・複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること
- ※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない



(3) その他の認定要件

- ・規約を作成すること
- ・活動区域の全ての住民が活動に参加できること
- ・主体的、継続的な活動を行うこと
- ・年間の活動計画を作成すること
- ・民主的な組織運営を行うこと
- ・暴力団または暴力団員と関係を有しないこと
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化育成する活動を行わないこと

3 認定までの流れ

〈STEP 1〉各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・コミュニティ担当職員が地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認する

〈STEP 2〉規約等の作成

- ・コミュニティ担当職員が設立趣旨書や規約などの書類作成をサポート

〈STEP 3〉総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

〈STEP 4〉認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて地区コミュニティ協議会を認定

(地域説明資料)

地区コミュニティ協議会について

市民部
市民協働・地域政策課

目次

(1) 背景	…P 3
(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性	…P 4
(3) 地区コミュニティ協議会とは	…P 5-7
(4) 構成団体	…P 8
(5) 認定要件	…P 9
(6) 地域と市の関係	…P 10-11
(7) 設立支援	…P 12
(8) 運営に関する指導・助言	…P 13-14
(9) 活動事例	…P 15-16
(10) QA	…P 17-18

(1) 背景

▶ 地域コミュニティの現状と課題

活動の担い手

- ✓ 参加者の減少
- ✓ 地域活動への関心の低下

団体運営

- ✓ 役員の高齢化と後継者不足
- ✓ 役員の業務負担

課題の多様化

- ✓ 自治会（地縁組織）単独で解決できない課題の出現
- ✓ 団体間が把握する課題、資源の未共有

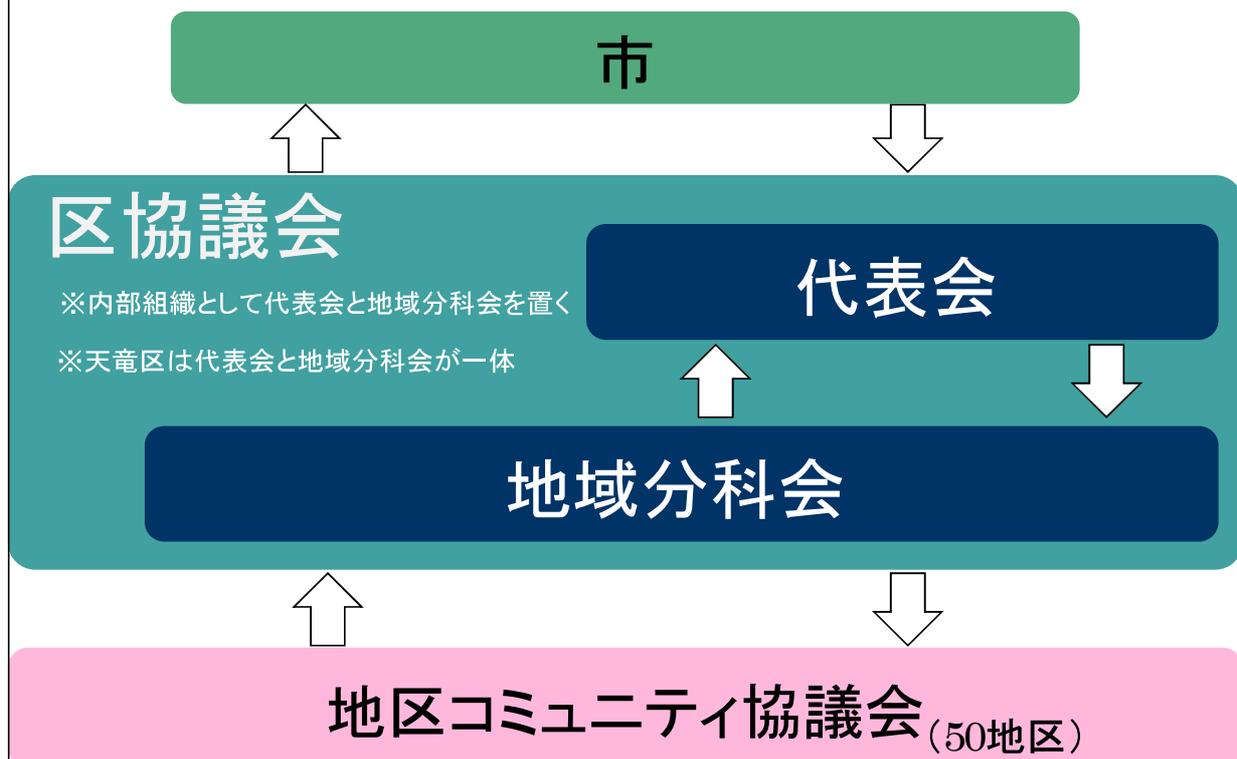
▶ 地区コミュニティ協議会への期待

地域で活動する多様な団体が参加することで、住民の地域活動への関わりを深める。

人と人のつながりを強くし、地域資源を活用することにより、地域課題を解決する役割が期待される。

3

(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性



4

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶地区コミュニティ協議会

- ・地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができる
 - ※地区コミュニティ協議会の設置は、地域の負担を考慮し、地域の任意とする
- ✓地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ✓地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する
- ・区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べることができる
 - ✓地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出する

5

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催
 - ※最大12回程度／年

▶議事案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区に関する地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

6

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶ 予算

- ・ 事務経費、会場経費等

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）

※1地区あたり約5万円/年

- ✓ 会議に要する消耗品やコピー料
- ✓ 会合や勉強会に要する会場使用料
- ✓ 地域課題を解決するための調査旅費
- ✓ 勉強会等の講師謝礼

【参考】 その他、地区コミュニティ協議会の活動として活用できる予算

- ・ 協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）

- ・ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）

（補助率1/2（上限200万円））

- ・ 区民活動・文化振興事業

- ・ 区課題解決事業

⇒ コミュニティ担当職員にご相談ください

7

(4) 構成団体

- ・ 複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること

※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない

例

地区コミュニティ協議会

地区自治会
連合会
(同意必須)

地区自治会
連合会OB

地区
社会福祉
協議会

まちづくり
協議会

シニア
クラブ

子ども会

体育
振興会

消防団

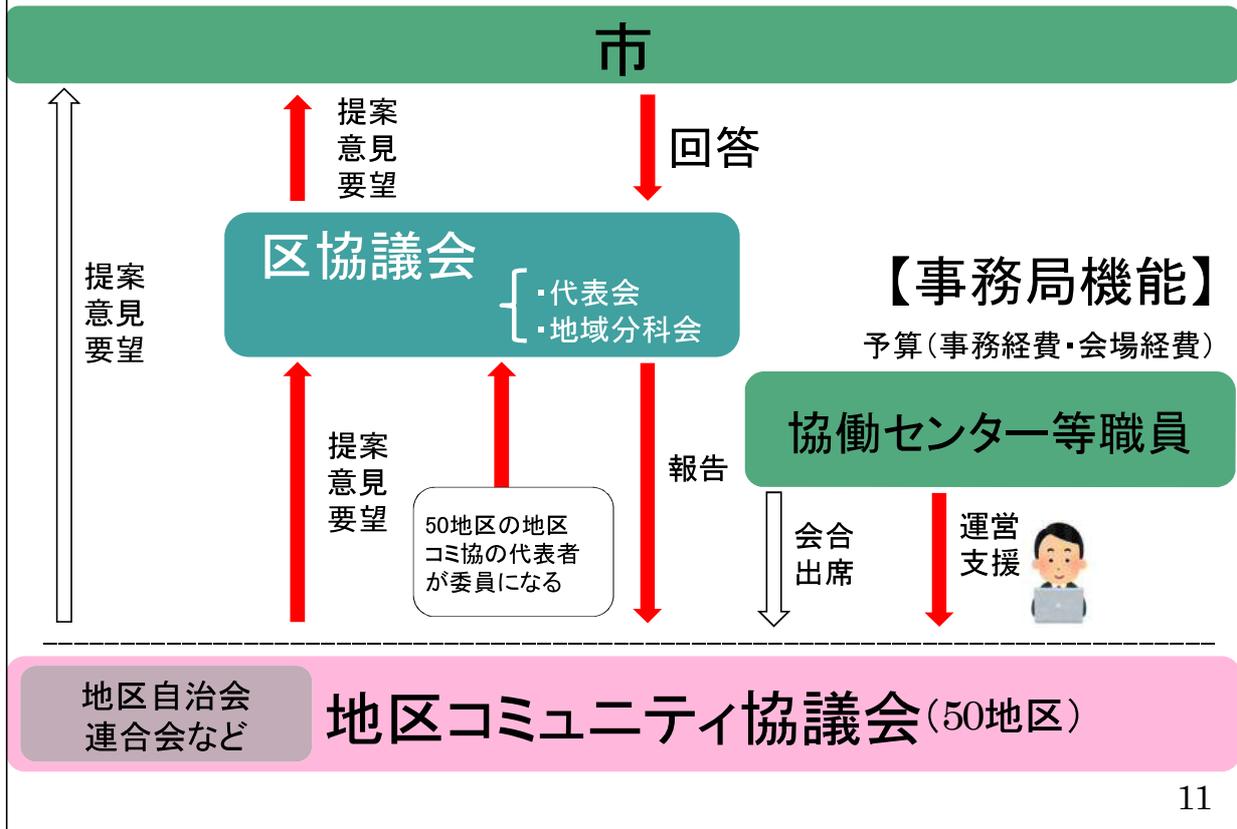
NPO

個人

など

8

(6) 地域と市の関係【認定を受けた場合】



11

(7) 設立支援

協働センター等のコミュニティ担当職員が、協議会の立ち上げをサポートします!!

STEP
01

各種地域団体のキーパーソンへヒアリング

- ✓ キーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
- ✓ 各種団体や区内住民への説明をキーパーソンと共に行い、設立に向けた機運を高める

STEP
02

規約等の作成

- ✓ 設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート

STEP
03

総会の開催

- ✓ 地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

STEP
04

認定

- ✓ 協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

12

(8) 運営に関する指導・助言

協働センター等が地区コミュニティ協議会の活動のうち、
区協議会に関する活動の事務局機能を担います!!

1 年間スケジュールの作成

- ✓地区コミュニティ協議会の意向を確認し、
年間スケジュールを作成
- ✓必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う

2 議題の提案・収集

- ✓把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ✓会議の出席者へ提案したい議題を確認

13

(8) 運営に関する指導・助言

3 会議の開催

- ✓会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ✓会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ✓出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、
会議中のサポート
- ✓議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ✓エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ
議題として提出
- ✓地域分科会や代表会に出席

4 地区コミュニティ協議会への報告

- ✓地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通
して報告

5 勉強会の開催

- ✓勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ✓必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

14

(9) 活動事例

運営
団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会や地区社協、NPO法人、観光協会などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年8回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
- (自主的な活動)
- ・年4回の広報誌の発行
- ・古紙回収活動
- ・地域や学校に関する意見交換及び勉強会
- ・地元農作物PRイベントの開催

地域の
声

- ・今まで出会わなかった人と交流するようになり、活動の担い手が増えました。

設立の
経緯

- ・〇月〇日 〇〇協働センター説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立検討会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

15

(9) 活動事例

運営
団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会を母体に、地区社協、シニアクラブ、消防団などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年12回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
- (自主的な活動)
- ・〇〇講座の開催
- ・子ども食堂
- ・夏休みの子どもの居場所づくり
- ・〇〇コンサート

地域の
声

- ・団体が把握する課題や地域資源の共有が図られ団体間のつながりが強くなりました。

設立の
経緯

- ・〇月〇日 キーパーソン〇〇への説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

16

(10) QA

設立について

Q 地区コミュニティ協議会は必ず各地区で設立しなければならないのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の設立は地域の任意です。

Q 地区コミュニティ協議会は年度の途中でも設立することはできますか。

年度の途中でも設立することができます。

Q 同じ地区内に2つの地区コミュニティ協議会を設立することはできますか。

1つの地区に1つの地区コミュニティ協議会を基本とします。

Q 地区コミュニティ協議会の設立を検討する場合、どうしたらよいですか。

協働センター等のコミュニティ担当職員が設立をサポートします。気軽にご相談ください。

17

(10) QA

運用について

Q 地区コミュニティ協議会は何をする組織でしょうか。

地域振興や地域課題の解決に関する話し合いを行い、代表者を通じて市の附属機関である区協議会へ提案、要望、意見を述べるができる組織です。

Q 地区コミュニティ協議会は毎月会議を行わなければならないのでしょうか。

会議の開催回数について決め事はありません。地域の実状に合わせて開催してください。

Q 地区コミュニティ協議会の運営は全て自分たちで行うのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の運営・活動は住民主体で行われることを基本としていますが、区協議会に関する資料の作成や議題の調整、意見の集約など、協働センター等の職員が会議の運営をサポートします。また、協働センター等には地区コミュニティ協議会の事務経費を準備しておりますので活用ください。

Q 地区コミュニティ協議会の事務所を協働センターに置くことはできますか。

協働センター内に事務所を置くことはできませんが、会合などの打ち合わせの際は協働センターを無料で利用することができます。

18

コミュニティ担当職員の役割について

※コミュニティ担当職員活動
ハンドブック（コミ担のお仕
事の概要）については、後日
提供する予定です。

1 通常業務

(1) 地域状況の把握

- ・自治会や地域団体の会合に参加
- ・地域の現状や課題の把握
- ・地域の魅力や資源の情報収集
- ・地域の核となる組織や地域のキーパーソンを把握

(2) 相談・アドバイス

- ・身近な相談窓口として、地域の悩みや困りごとを傾聴
- ・地域の相談に対し、課題を整理し解決策をアドバイス
- ・地域の相談内容を本庁所管部局へ繋ぐ
- ・エリアマネージャーや他のコミュニティ担当職員と情報共有

(3) 活動支援

- ・地域の人材情報や他の地域団体の活動事例などを地域へ提供
- ・各種団体間のハブ機能として連携を促進
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業の案内
- ・協働センターを核とした地域課題解決事業の提案または企画及び実施

(4) 情報発信

- ・協働センターだよりの発行
- ・市の公式ホームページやSNSの活用
- ・窓口や会合で有益情報の提供

(5) その他

- ・地域要望に応じた生涯学習講座や協働センター自主事業の企画及び運営
- ・各地域団体の行事支援

2 地区コミュニティ協議会

(1) 設立支援

①各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
- ・各種団体や地区内住民への説明をキーパーソンと共に行い、設立に向けた機運を高める

②規約等の作成

- ・設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート

③総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

④認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

(2) 運営支援

地区コミュニティ協議会の活動のうち、区協議会に関する活動の事務局機能を担う。
※地区コミュニティ協議会の自主的な活動や会計事務は、地区コミュニティ協議会の自主性、主体性を尊重する

①年間スケジュールの作成

- ・地区コミュニティ協議会の意向を確認し、年間スケジュールを作成
- ・必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う（オンライン開催等）

②議題の提案・収集

- ・把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ・会議の出席者へ提案したい議題を確認

③会議の開催

- ・会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ・会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ・出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、会議中のサポート
- ・議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ・エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ議題として提出
- ・地域分科会、代表会に出席（※「3 地域分科会、代表会」に記載）

④地区コミュニティ協議会への報告

- ・地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通して報告

⑤勉強会の開催

- ・勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ・必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

3 地域分科会、代表会

(1) 地域分科会

①議題内容の整理

- ・エリアマネージャーと連携して提案・意見・要望内容を整理し、会議資料を作成

②会議資料の確認

- ・地区コミュニティ協議会から地域分科会へ出席する委員と会議資料の内容を確認

③会議へ出席

- ・地域分科会へ出席し、出席委員の発言を補足するなど、委員をサポート
- ・市からの回答について、地区コミュニティ協議会への報告方法を検討

④勉強会の提案

- ・更なる議論を深めるため、地区コミュニティ協議会での勉強会の提案

(2) 代表会

①会議へ出席

- ・当該地区コミュニティ協議会の案件を報告する際、代表会から求めがあった場合は、エリアマネージャーと共に代表会へ出席し、内容を説明

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、2030年度における温室効果ガスの削減目標や、市民・事業者・市が相互に連携して削減目標を達成するための施策を定めている。 ・国の「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえて、2030年度の本市の温室効果ガスの削減目標や、目標達成のために取り組む施策などを改定する。 				
対象の区協議会	全ての区の協議会				
内 容	<p>市の計画案について意見を伺う。特に、以下の項目については、重点的に意見をいただきたい。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量削減に関する施策について（第5章） 				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<ul style="list-style-type: none"> ・意見募集期間 ： 令和5年11月15日(水) ～令和5年12月14日(木) ・市の考え方公表 ： 令和6年2月予定 ・施行時期 ： 令和6年4月予定 				
担当課	カーボンニュートラル推進事業本部	担当者	野末 泰宏	電話	457-2502

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項					
件 名	浜松市立幼稚園・保育園の拠点園及び基幹園（モデル園）の選定について					
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○ 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年6月、「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」の施行 少子化や幼児教育・保育の市民ニーズが多様化する中、子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現することを目的に策定 ・ 方針に「提供体制の確保」及び「運営の充実」の施策の一つとして、拠点園・基幹園の設定を明記 基幹園については、令和6年度から2年間、モデル園による効果や課題の検証を実施 <p>《拠点園》 中学校区に原則1園選定 地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園【方針4(1)②】</p> <p>《基幹園》 拠点園の中から数園を選定 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園【方針4(2)③】</p> <p>○ 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> R5.7：市立幼稚園・保育園への説明 R5.8：令和5年8月、関係課（市民協働・地域政策課、教育総務課など）への説明 R5.9：私立園への説明 R5.10：教育委員会への説明 R5.11：浜松市議会（厚生保健委員会）への説明 					
対象の区協議会	全区協議会					
内 容	<p>方針に基づき市が選定した拠点園及び基幹園（モデル園）について報告するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点園 <u>41園（幼稚園25園、保育園16園）</u> ○ 基幹園（モデル園） <u>2園（与進幼稚園、雄踏保育園）</u> 					
備 考 (答申・協議結果を得た い時期、今後の予定など)						
担当課	幼児教育・保育課	担当者	渡邊 仁	電話	457-2117	

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針

～ 子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現するために ～

1 方針策定の目的・基本理念

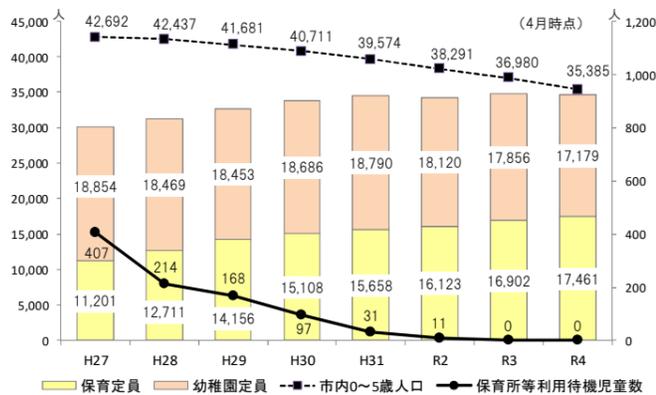
市立幼稚園・保育園の適正化等の目的は、**子供たちにとって、より望ましい幼児教育・保育環境を実現すること**です。

少子化や人口減少が進行するとともに、幼児教育・保育に対する市民ニーズが多様化する中、社会動態や保育需要の変化に適応し、地域性等にも配慮した、持続可能で質の高い幼児教育・保育を実現していくため、今後の市立幼稚園・保育園の方向性（考え方）を示す方針を策定します。

〈基本理念〉質の高い幼児教育・保育を、官民が連携し、地域の実情に合わせ、持続的に提供する。

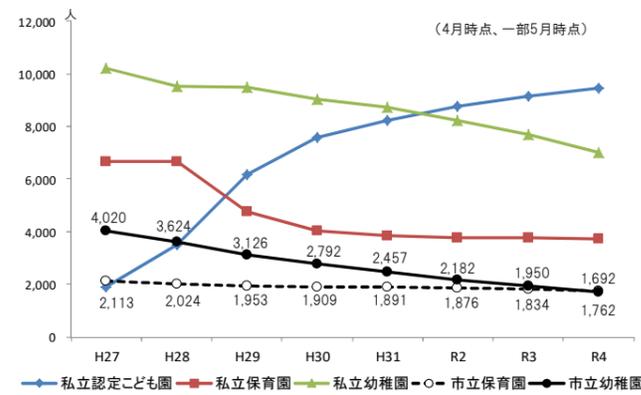
2 就学前施設の現状

(1) 就学前施設定員と人口、待機児童数の推移



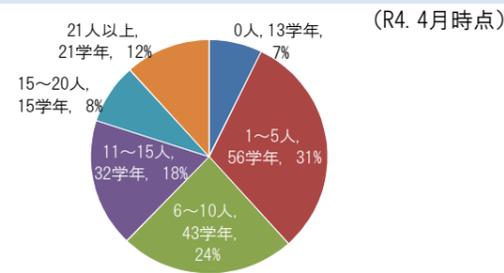
- 保育所の施設整備等により定員は年々拡大しています。
- 令和3年、4年の4月時点の保育所等利用待機児童数はゼロとなりました。

(2) 施設種類別の園児数の推移



- 市立幼稚園の園児数は平成27年から令和4年までの7年間で半数以下に減少しています。

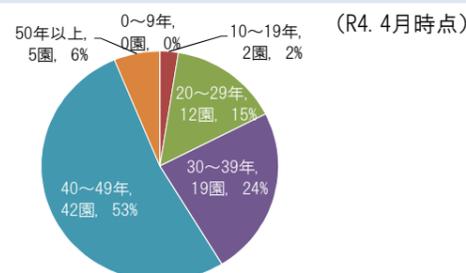
(3) 市立幼稚園1学年あたりの園児数



【市立幼稚園（60園180学年 休園含む）】

- 園児数10人以下の学年が6割以上あり、小規模化しています。

(4) 市立幼稚園・保育園施設の築年数



【市立幼稚園（60園）、保育園（20園）】

- 築後40年以上の施設は全体の約6割あり、老朽化が進んでいます。

3 課題

- 市立幼稚園は、園児数が大幅に減少し、**集団での学びと持続可能な運営が難しくなっている園が増加**しています。
- 市立保育園は、今後、少子化の進行により園児数の減少が予想されており、**保育需要に合わせた定員の適正化が必要**です。
- ライフスタイルの多様化や子育てに対する価値観の変化などにより、**市立幼稚園・保育園の現状（制度・施設など）が現在の保護者のニーズに答えられていない部分**があります。
- 市立幼稚園・保育園ともに施設の老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心と快適な環境を確保するためには、**施設の改修が必要**です。
- 都市部と中山間地域**では、幼児教育・保育の提供体制等の**実情が大きく異なっています**。

4 基本方針

(1) 提供体制の確保

※ 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方は「6」を参照

- 「集団での学び」の充実を図るため、**規模適正化に努めます**。
 - 1学年（3歳児以上）15人以上の園児の確保**を目指し、統廃合などを検討します。
 - 保育需要や既存施設の保育環境に合わせた、適正な定員の設定に努めます。
- 中学校区をエリアとし、地域の市立幼稚園・保育園の拠点となる園（拠点園）を設定します。
 - 市立幼稚園・保育園の中から、**園児数や施設の状態などを踏まえ「拠点園」を設定**します。
- 多様な市民ニーズや地域の実情などを踏まえ、「認定こども園」の設置を検討します。
 - 地域の実情や保護者などのニーズ、施設の状態などを踏まえ、認定こども園への移行が合理的と判断した場合には、既存の市立幼稚園・保育園の「**認定こども園化**」を検討します。

(2) 運営の充実

- 市立幼稚園・保育園に期待される役割を意識した運営に取り組みます。
 - 浜松市教育総合計画など、市の施策に基づく教育・保育を実践します。
 - 地域への愛着を育む教育・保育を実践するとともに、私立園を含め、小学校との連携・接続を推進します。
 - 研修や指導訪問の充実などにより、幼稚園教諭・保育士の資質向上を図ります。
 - 支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供たちが、共に学び成長できる幼児教育・保育を推進します。
 - 災害時の拠点としての機能強化を図ります。
- 社会環境の変化に対応した運営を推進します。
 - 拠点園の**預かり保育や一時預かり事業などを充実**します。
- 拠点園の中から、**地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園**を設定します。
 - 私立園を含む地域の幼児教育・保育の連携を推進する役割を担い、幼児教育・保育に関する情報発信を行います。
 - 地域の子育て支援機能**（未就園児への支援など）を充実します。

(3) 施設の整備

- 計画的な施設修繕に取り組みます。
 - 大規模改修などによる**施設の長寿命化**を図ります。
 - 予防保全**による計画的な施設の保全・維持を図ります。
- 統廃合などに合わせ、効率的・効果的な整備方法を検討します。
 - 拠点園に必要な機能を踏まえた整備に努めます。
 - 既存施設の活用を優先**しますが、統廃合や認定こども園化に伴い必要性が生じた場合には、移転や新設を検討します。
 - 施設の複合化（学校等との施設の一体化など）を検討します。
- 環境等に配慮した整備を推進します。
 - 利用者に配慮した**バリアフリー化**や、環境に配慮した**省電力化など**を検討します。

5 地域（中学校区）ごとの適正化等の進め方 ～ 標準モデル ～

(1) 市立幼稚園・保育園の両方がある地域

- 原則1園を拠点園に設定します。（幼稚園・保育園それぞれに設定する場合があります。）
- 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- 統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(2) 市立幼稚園のみの地域

- 原則1園を拠点園に設定します。
- 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園等との統廃合を検討します。
- 統廃合に合わせ、預かり保育を充実します。

(3) 市立保育園のみの地域

- 原則1園を拠点園に設定します。
- 園児数の減少などの状況を踏まえ、拠点園との統廃合を検討します。
- 統廃合を進める中で、地域内・近隣地域内の需給状況や地域・保護者のニーズなどを踏まえ、認定こども園化を検討します。

(4) 市立幼稚園・保育園がない地域

- 拠点園は設定しません。
- ※ 私立園による幼児教育・保育の提供が難しくなった場合には、提供体制について検討します。

6 規模適正化、拠点園の設定、認定こども園化の考え方

(1) 規模適正化

＜統廃合検討開始の目安＞

- 4月1日時点の1学年（3歳児）の園児数が、**2年続けて「5人未満」**となったとき
- 統廃合に関して、保護者及び地域の合意があり、**保護者及び地域から要望**があったとき
- 地域の就学前施設の状況や人口推計などにより、統廃合することが合理的と判断したとき
- 施設が老朽化し、建替えまたは建替えに近い規模での改修が必要になったとき

～ 検討の流れ ～

- ＜統廃合検討開始の目安＞に該当する園の検討
- 地域や市全体の幼児教育・保育の状況などを踏まえ、統廃合の妥当性について検証
- 保護者、地元自治会、地域内の私立園など関係者との調整（統廃合の時期、統廃合後の通園支援や跡地利用などについて意見交換）
- 議会、区協議会への説明
- 統廃合の決定

(2) 拠点園の設定

- 拠点園を、中学校区に原則1園設定します。※
- 拠点園は、原則、運営を継続します。
- 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担うモデル園を拠点園の中から設定し、効果や課題などを検証**します。

※ 幼稚園と保育園の両方がある中学校区は、それぞれに拠点園を設定する場合があります。

※ 私立園が地域の需要を十分カバーできている中学校区については、拠点園を設定しない場合があります。

※ 小規模園（全園児15人以下程度）は、拠点園に設定しない場合があります。

※ 面積が広く、統廃合した場合、著しく通園が困難になるなど、特段の事情がある場合には、拠点園の設定に考慮します。

～ 拠点園選定の視点 ～

- ✓ 他園と比べて園児数が多く、将来的にも減少見込みが少ない。
- ✓ 十分な部屋数があるなど、施設の機能が整っている。
- ✓ 他園と比べて施設の状態が良い。
- ✓ 利便性の高い場所に立地している。
- ✓ ハザードマップなどから、災害等で被災する可能性が低い。
- ✓ 借地がない。 など

(3) 認定こども園化

- 認定こども園の設置や移行は、幼稚園と保育園の統合や、保育園の認定こども園化を基本とします。
- 幼稚園の認定こども園化は、保育需要や私立園の需給状況を十分に検証し慎重に検討します。
- 認定こども園化にあたっては、**効果や課題などを検証**し、今後の拡大について検討します。

7 方針運用にあたっての配慮事項等

(1) 地域性への配慮

- 保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、統廃合が必要とされる場合には慎重に検討を進めます。
- 中山間地域の市立園は、地理的要因や過去の統廃合などの状況を考慮するとともに、統廃合検討開始の目安（2年続けて「5人未満」になったとき）に該当した場合においても、在園児がおり、園存続の要望がある場合には、保護者や地元自治会などとともに園のあり方について検討します。
- 統廃合が難しい園においては、集団での学びを補完するため、他園や小学校との交流事業などの充実を図ります。

(2) 統廃合への配慮

- 統廃合にあたっては、運営の擦り合わせなどを行う十分な期間を確保するとともに、統廃合後スムーズに園生活を送ることができるよう、交流事業などを実施します。
- 統廃合により閉園する際には、在園児の保護者などの意向を確認したうえで、新入園児の募集停止や閉園する時期などを決定します。
- 統廃合により、著しく通園が不便になる地域については、園児の心身の負担などを考慮したうえで通園バスによる送迎などを検討します。
- 統合後は、保護者などへのアンケート調査を行い、園の状況などの把握に努めます。

(3) 私立園との連携

- 定員変更や施設整備などにあたっては、私立園に及ぼす影響などを考慮します。
- 幼児教育・保育に関する情報交換や合同研修など、地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園を中心に私立園と市立園の連携を促進します。

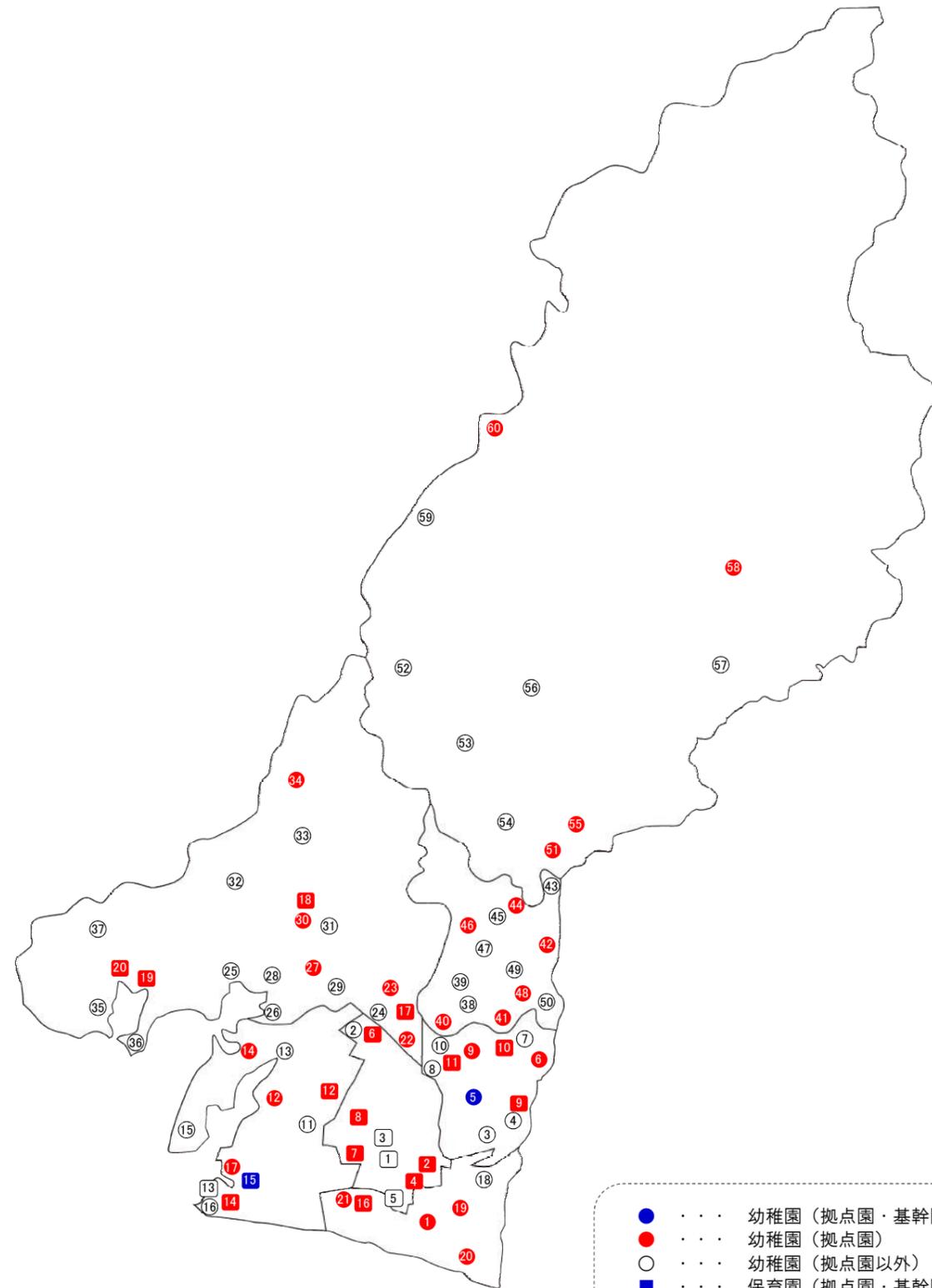
(4) その他

- 少子化による園児数の減少や、幼稚園教諭・保育士等の確保がさらに難しくなることを踏まえ、持続可能で効率的・効果的な幼児教育・保育の提供体制の整備に努めます。
- この方針は、就学前施設に係る制度改正や社会環境の変化に合わせ、必要に応じて見直しを検討します。

8 スケジュール

作業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
(1) 方針の運用等	完成	進捗管理、必要に応じて内容の見直し			
(2) 統廃合等による適正規模の確保等	統廃合に関する検討・調整・実施				
(3) 拠点園の設定	選定・決定	必要に応じて見直し			
(4) 地域全体の幼児教育・保育の質の向上を図る役割を担う園（モデル園）の設定、効果・課題の検証	選定・決定	実施、効果・課題の検証	本格実施		
(5) 市立認定こども園化の検討、選定、効果・課題の検証	選定・決定・準備	開設、効果・課題の検証	本格実施		
(6) 市立幼稚園・保育園の各種制度や実施園の見直し（預かり保育、発達支援など）	検討・決定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			
(7) 施設の修繕等に関する計画	検討・策定	実施、進捗管理、必要に応じて内容・実施園の見直し			

浜松市立幼稚園・保育園 拠点園及び基幹園（モデル園）



- … 幼稚園（拠点園・基幹園（モデル園））
- … 幼稚園（拠点園）
- … 幼稚園（拠点園以外）
- … 保育園（拠点園・基幹園（モデル園））
- … 保育園（拠点園）
- … 保育園（拠点園以外）

園児数：令和5年4月1日現在

市立幼稚園	市立保育園		中学校区
	園児数	園児数	
① 白脇幼稚園 41	① 鴨江保育園 93	1 西部中	
	② 寺島保育園 112	2 南部中	
	③ 西保育園 72	3 北部中	
		4 中部中	
		5 八幡中	
	④ 南保育園 98	6 曳馬中	
	⑤ 江西保育園 79	7 江西中	
		8 蛭塚中	
② 花川幼稚園 4	⑥ 花川保育園 65	9 高台中	
	⑦ 佐鳴台保育園 115	10 開成中	
	⑧ 権現谷保育園 119	11 佐鳴台中	
	⑨ 中ノ町保育園 70	12 富塚中	
③ 和田幼稚園 16		13 天竜中	
④ 中ノ町幼稚園 30		14 与進中	
⑤ 与進幼稚園 48		15 笠井中	
⑥ 豊西幼稚園 53	⑩ 笠井保育園 85	16 積志中	
⑦ 笠井幼稚園 45		17 丸塚中	
⑧ 有玉幼稚園 21	⑪ 積志保育園 92	18 中郡中	
		19 神久呂中	
⑨ 万斛幼稚園 43		20 入野中	
⑩ 橋爪幼稚園 54		21 湖東中	
⑪ 神久呂幼稚園 20	⑫ 神田原保育園 74	22 篠原中	
		23 庄内中	
⑫ 伊佐見幼稚園 13		24 舞阪中	
⑬ 和地幼稚園 8		25 雄踏中	
	⑬ 舞阪第1保育園 44	26 東部中	
⑭ 北庄内幼稚園 21	⑭ 舞阪第2保育園 49	27 新津中	
⑮ 村郷幼稚園 8	⑮ 雄踏保育園 126	28 南陽中	
⑯ 舞阪幼稚園（休園） 0		29 江南中	
⑰ 雄踏幼稚園 72		30 東陽中	
⑱ 飯田幼稚園 11		31 可美中	
⑲ 芳川幼稚園 21			
⑳ 南の星幼稚園 20			
㉑ 可美幼稚園 55	⑯ 可美保育園 139		

市立幼稚園	市立保育園		中学校区
	園児数	園児数	
㉒ 初生幼稚園 47		32 北星中	
		33 都田中	
㉓ 豊岡幼稚園 22	⑰ 三方原保育園 83	34 三方原中	
㉔ 三方原幼稚園 21			
㉕ 西気賀幼稚園 6			
㉖ 伊目幼稚園 10		35 細江中	
㉗ 中川幼稚園 45			
㉘ 中央幼稚園 13			
㉙ 高台幼稚園 12			
㉚ 引佐幼稚園 59	⑱ 引佐保育園 72	36 引佐南部中	
㉛ 金指幼稚園 9			
㉜ 奥山幼稚園 12			
㉝ 伊平幼稚園 3			
㉞ 引佐北部みさと幼稚園 10		37 引佐北部中	
㉟ 尾奈幼稚園 32	⑲ 都筑保育園 54		
㊱ 大崎幼稚園 18	⑳ 三ヶ日保育園 93	38 三ヶ日中	
㊲ 平山幼稚園 6			
㊳ 小松幼稚園 48			
㊴ 平口幼稚園（休園） 0		39 浜名中	
㊵ 内野幼稚園 25			
㊶ 北浜南幼稚園 40		40 北浜中	
㊷ 中瀬幼稚園 78			
㊸ 上島幼稚園 14		41 浜北北部中	
㊹ 赤佐幼稚園 43			
㊺ 赤佐西幼稚園 27			
㊻ 宮口幼稚園 37		42 亀玉中	
㊼ 新原幼稚園 22			
㊽ 北浜中央幼稚園 37			
㊾ 北浜北幼稚園 20		43 北浜東部中	
㊿ 北浜東幼稚園 26			
① 二俣幼稚園 27			
② 熊幼稚園 3		44 清竜中	
③ 上阿多古幼稚園 5			
④ 下阿多古幼稚園 15			
⑤ 光明幼稚園 58		45 光が丘中	
⑥ 竜川幼稚園（休園） 0			
⑦ 犬居幼稚園 5		46 春野中	
⑧ 気田幼稚園 11			
		47 水窪中	
⑨ 浦川幼稚園（休園） 0		48 佐久間中	
⑩ 佐久間幼稚園 3			
60園（25園）	1,473	20園（16園） 1,734	48校（分校除く）

※ 幼稚園・保育園の所在地から中学校区を整理

※ … 拠点園

※ … 基幹園（モデル園）